平成17年3月31日 高知行政評価事務所

外国人のためのよりよい研修・技能実習をめざして

外国人研修制度及び技能実習制度に関する行政評価・監視 <評価・監視結果に基づく通知>

「行政評価・監視」は、総務省が行う評価活動の一つで、行政の運営全般を対象として、合規性・適正性・能率性等の観点から評価を行い、行政運営の改善を推進するものです。

[連絡先]

担当:評価監視官室

電話:088-824-4100

背景等

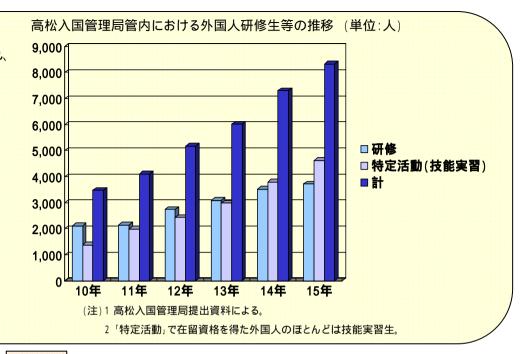
国は、開発途上国等からの外国人研修生、技能実習生を受け入れ、 技術・技能・知識の移転を通じ、それぞれの国の産業発展に寄与す る人材を育成することを目的に、外国人研修・技能実習制度を推進

高松入国管理局管内における外国人研修及び技能実習を在留目 的とした外国人登録者数は年々増加

平成10年末 3,480人

15年末 8,336人と、5年間で約2.4倍

しかし、研修計画に沿った研修の未実施、研修生の研修時間外や 休日の就労、技能実習生への賃金不払い等の事例



評価・監視の実施

外国人研修·技能実習制度の運営の適正化を図る観点から、受入れ事業者等における研修·技能実習の実施状況、高松入国管理局における審査等の実施状況を調査

平成16年12月から17年3月にかけて、高知行政評価事務所が四国行政評価支局と協力し 調査を実施

調查対象機関:高松入国管理局

関連調査等対象機関:(財)国際研修協力機構高松駐在事務所、香川県及び高知県の第一次受入れ機関14団体(うち高知県分6団体)、第二次受入れ機関28事業者(同11事業者)

第一次受入れ機関:外国人研修生の受入れを行う中小企業団体等 第二次受入れ機関:第一次受入れ機関の下で、研修事業を行う事業所

調査対象職種:農業、漁業、食品製造、繊維・衣服、機械・金属、その他(溶接、塗装)

高松入国管理局に対し、以下の事項 について、平成17年3月30日、改善意 見を通知

> 外国人研修の実施の適正化 技能実習の実施の適正化 在留資格認定審査等の適正化

通知事項 外国人研修の実施の適正化

制度・仕組み

受入れ機関による研修の実施

受入れ機関は、基準省令(1)及び指針(2)を遵守しなければならない。

研修計画に沿った適正な研修の実施

研修手当の適正な支給

第一次受入れ機関(団体)の第二次受入れ機関(事業所)に対する適正な研修の監理

筀

- 1 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定 める省令
- 2 研修生及び技能実習生の入国・在留管理に関する指針

高松入国管理局における実態調査の実施

地方入国管理局は、研修生及び技能実習生の適正 な入国・在留管理が行われているかどうかを確認する ため、実態調査を実施

調査結果

受入れ機関による研修の実施

10団体9事業者(うち高知県分:5団体4事業者)で、研修の実施、研修生の処遇及び団体による研修の監理に不適切な事例

<主な事例>

遠隔地に居住する研修生に対する集合研修を実施していないもの:1団体(高知県の事例)

研修が研修計画の一部しか行われていないもの:3事業所(全て香川県の事例)

研修生を所定時間外や休日に就労させているもの:1事業所(香川県の事例)

研修手当を減額支給しているもの:2団体(全て高知県の事例)

負傷、疾病等に係る保険への加入が4か月以上遅れているもの:1団体(高知県の事例)

入国管理局に対する監査報告に研修日誌を添付していないもの:4団体(うち高知県分は1団体)

*高知行政評価事務所は、高松入国管理局調査を担当していない。

通知要旨

第一次受入れ機関に対し、外国人研修制度の周知徹底を図り、基準省令や指針を遵守した適正な研修の実施を指導。また、当局の調査で不適切事例がみられた第一次・第二次受入れ機関に対しては、確実な改善が図られるよう所要の措置

第一次受入れ機関に対し、研修監理の適正を指導

第一次受入れ機関の監査報告や相談、民間機関へ依頼している在留状況等に関する調査結果を活用して研修の実態把握、問題情報を把握した場合の適時、適切な実態調査の実施など、的確な指導

通知事項 技能実習の実施の適正化

制度・仕組み

実習実施機関は、技能実習告示(3)及び指針を遵守するとともに、技能実習が雇用関係に基づいた制度であることから、労働関係法規を遵守することが特に重要

技能実習計画に沿った実習の実施

雇用契約の遵守

適正な賃金の支払い

社会保険・労働保険への適正加入

3 技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針

調査結果

22事業者(うち高知県分: 7事業者)において、技能実習内容及び実習生の処遇に不適切な事例 <主な事例>

技能実習計画の内容は作業全般とされているが、実際は作業の一部を行っているにすぎないもの:1事業者(香川県の事例)

変形労働時間制を採ったとしても労働基準法で許される年間労働日数を超えることとなる 技能実習計画を作成しているもの:1事業者(高知県の事例)

実習生の賃金から、禁じられている「管理費」の控除をしているもの:3事業者(香川県の事例)

加入が義務付けられている社会保険・雇用保険に実習生を加入させていないもの:3事業 所(うち高知県分は1事業者)

技能実習生に対する健康診断を全く実施していないもの:10事業者(うち高知県分は4事業者)

通知要旨

実習実施機関に対し、技能実習制度の周知徹底を図り、技能実習告示や指針を遵守した適正な技能実習の実施を指導。また、当局の調査で不適切な事例がみられた実習実施機関に対しては、確実な改善が図られるよう所要の措置

第一次受入れ機関が実施している監査や実習実施機関からの相談、民間機関へ依頼している在留状況等に関する調査結果などを活用、必要に 応じて労働局など関係機関と連携して技能実習の実態把握、問題情報を把握した場合の適時、適切な実態調査の実施など、的確な指導

制度・仕組み

申請内容の審査

外国人研修制度による研修を受ける場合は、「研修」の在留資格 を取得することが必要。地方入国管理局は基準省令への適合性 を審査

研修終了後、技能実習に移行する場合は、在留資格を「研修」から「特定活動」に変更することが必要。地方入国管理局は技能実習告示への適合性を審査

定められた在留期間後、引き続き研修又は技能実習を行う場合は、在留期間の更新が必要

申請に対する処分の時期

研修候補者が日本へ入国するためには、在外公館から査証の発 給を受けることが必要

このためには、日本の第一次受入れ機関が研修候補者に代わって地方入国管理局へ申請して交付された在留資格認定証明書の送付を受け、同証明書を在外日本公館に提示して、査証を受給

これら手続きが遅延すると、研修候補者の入国が予定日より遅れ、 研修計画の見直しが必要になるなど研修の実施に支障が発生

調査結果

申請内容の審査

平成16年の在留資格認定申請等の審査状況について、申請書類及び受入れ事業所を抽出調査(延べ110事業所)

申請書、添付書類の内容が適切でないにもかかわらず許可等しているものが、延べ24事業所(21.8%)

<主な事例>

実務研修時間の特例措置について立証資料のない在留資格認定証明書交付申請 を認定しているもの:3事業所

最低賃金を下回る賃金額を定めた雇用契約書を添付した在留資格変更許可申請を 許可しているもの:3事業所

全〈記載のない研修状況報告書を添付した在留期間更新許可申請を許可しているもの:2事業所

申請に対する処分の時期

平成16年の在留資格認定申請等の処分状況を714件抽出調査

標準処理期間内に処分されているものの、処分(許可等)日が、入国予定日を過ぎており研修計画に影響があるものが297件中69件(23.2%)、研修生又は実習生の在留期間を過ぎているものが417件中114件(27.3%)

通知要旨

基準省令及び技能実習告示並びに指針等への適合状況の審査を一層厳格に行うこと

処分日が入国予定日や在留期間を経過している案件について原因分析を行い、第一次受入れ機関、第二次受入れ機関(技能実習 移行後は実習実施機関)及び申請取次者に対し、申請書類の早期提出、申請内容及び添付書類の的確化を要請するなどにより、事態の改善に努めること。